平成３０年（フ）第３９号
奈良県香芝市磯壁４丁目200番地１　パールシティふたかみ301号、前住所奈良県橿原市東坊城町416番地１　県住坊城団地１棟308号
債務者　和田真由美
１　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第５０号
奈良県橿原市葛本町833番地の４　上田住宅北棟１号室
債務者　南　ますみ（旧姓大場）
１　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第５２号
奈良県葛城市東室105番地３　サンモールＡ棟203号、前住所奈良県葛城市葛木30番地11
債務者　村岡　淳司
１　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第１６５号
千葉県鎌ケ谷市北中沢３丁目４番84号（ペアシティⅠ　101）
債務者　堀内　幸次
１　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２４４号
千葉県柏市桜台７番６号　ヴィーテ桜台203号
債務者　大城　彩乃
１　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１７号
青森県五所川原市みどり町６丁目80番地
債務者　柾木　章子
１　決定年月日時　平成30年４月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成３０年（フ）第４７号
青森市赤坂２丁目５番６号
債務者　吉澤　　純
１　決定年月日時　平成30年４月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６６号
青森県むつ市新町30番７号
債務者　佐々木くるみ
１　決定年月日時　平成30年４月24日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３号
北海道稚内市萩見４丁目７番22号　アーバンＳＤ　201号
債務者　佐古　悠太
１　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成３０年（フ）第２３５号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山３丁目10番25号（弁天荘１Ｃ号室）
債務者　平山　　智
１　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２７７号
千葉県松戸市中和倉164番地　第３コーポオンダ405号
債務者　森岡　丈晴
１　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１７１号
川崎市高津区諏訪２丁目14番10号　リバーサイドハイツ　304
債務者　下田　克也
１　決定年月日時　平成30年４月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月３日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２５７９号
東京都八王子市東浅川町40―206
債務者　渡辺　容子
１　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５８０号
東京都練馬区桜台６丁目５―14―105
債務者　工藤麻衣子
１　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５８９号
東京都台東区小島２―９―１―302、住民票上の住所栃木県宇都宮市鶴田町3377
債務者　黒崎　晃一
１　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部